

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、曾爾村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和七年四月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 調査を行った者の名称

曾爾村

二 調査を行った期間

曾爾村 平成三十年四月一日から令和三年九月二十七日まで

三 成果の名称

曾爾村大字今井の一部の地籍図及び地籍簿

曾爾村大字掛の一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

宇陀郡曾爾村大字掛及び大字今井の各一部の地域

五 認証年月日

令和七年三月十日